

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和3年3月16日（火）

（案件名）

- ・ 令和3年度地方債同意等基準等の告示について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

南里課長補佐（内23394）

令和3年度地方債同意等基準等の告示について

令和3年3月
自治財政局地方債課

■ 地方財政法及び同法施行令に基づき、以下の計画・基準等を告示

1 令和3年度地方債計画（令和3年度地方財政対策と併せて、令和2年12月21日に報道発表）

「地方債計画」…総務大臣等が同意又は許可をする地方債の予定額の総額等に関する書類
（法第5条の3⑩、令第20条①、③）

【主な特色】

- 通常収支分と東日本大震災分を合わせた総額は、13兆6,383億円（前年度比19,024億円増）
- 緊急自然災害防止対策事業について、河川の支流対策や貯留施設の整備等の流域治水対策等を新たに対象事業として拡充し、4,000億円（前年度比1,000億円増）を計上
- 緊急浚渫事業について、防災重点農業用ため池等を新たに対象事業として拡充し、1,100億円（前年度比200億円増）を計上

2 令和3年度地方債同意等基準

「地方債同意等基準」…総務大臣及び都道府県知事が同意又は許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準（法第5条の3⑩、令第20条②）

※ 都道府県・指定都市は総務大臣、一般市町村は都道府県知事の同意又は許可が必要

【主な変更点】

- 公害財特法の失効に伴い下水道事業に経過措置を規定
- 合併推進債の経過措置を規定（発行可能期間に実施設計に着手した事業）
- 新過疎法の制定に伴い規定を整備

3 令和3年度地方債充当率

「地方債充当率」…事業区分ごとに地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率（法第5条の3⑩、令第20条④）

【根拠法令】

○ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三（略）

- 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（政令への委任）

第五条の八 第五条から前条までに定めるもののほか、地方債の発行に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 277 号）（抄）

（地方債計画等）

- 第二十条 法第五条の三第十項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法第五条の三第十項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
 - 二 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
 - 三 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の資金に応じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 2 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する基準（第四項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
 - 3 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
 - 4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。